

18 埼玉県水源地域保全条例に基づく事前届出制度

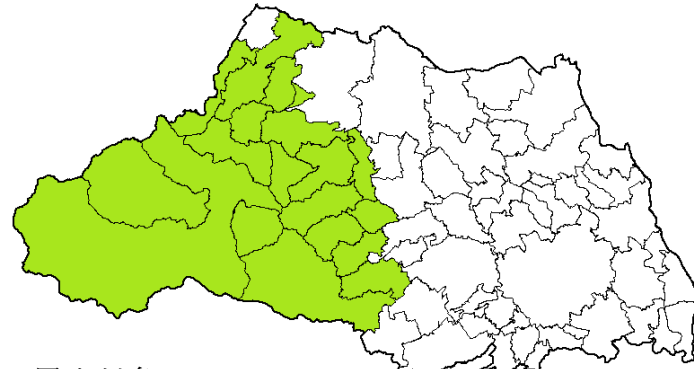
●担当課
森づくり課
総務・森林企画担当
(電話048-830-4312)

目的
水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにし、水源地域内の土地所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与しようとするものである。

制度概要
水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合）の所有権、地上権、地役権、使用貸借権及び賃借権の移転及び設定をしようとする場合、知事への届け出が必要。

- 1 水源地域
山間部の地域で、水源涵養機能を有する森林の存するものを市町村の大字単位で県が指定。（平成24年9月21日埼玉県告示1282号）

【水源地域を有する市町村】



- | | | |
|-------|------|---------|
| 秩父市 | 飯能市 | 本庄市 |
| 日高市 | 毛呂山町 | 越生町 |
| 嵐山町 | 小川町 | 鳩山町 |
| ときがわ町 | 横瀬町 | 皆野町 |
| 長瀨町 | 小鹿野町 | 美里町 |
| 神川町 | 寄居町 | 東秩父村 |
| | | (18市町村) |

- 2 届出対象
売買、地上権の設定など（相続は対象外）
- 3 届出時期
契約を締結しようとする30日前まで
- 4 記載内容
当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的など
- 5 適用除外
国、地方公共団体、森林整備法人への権利の移転は届出不要

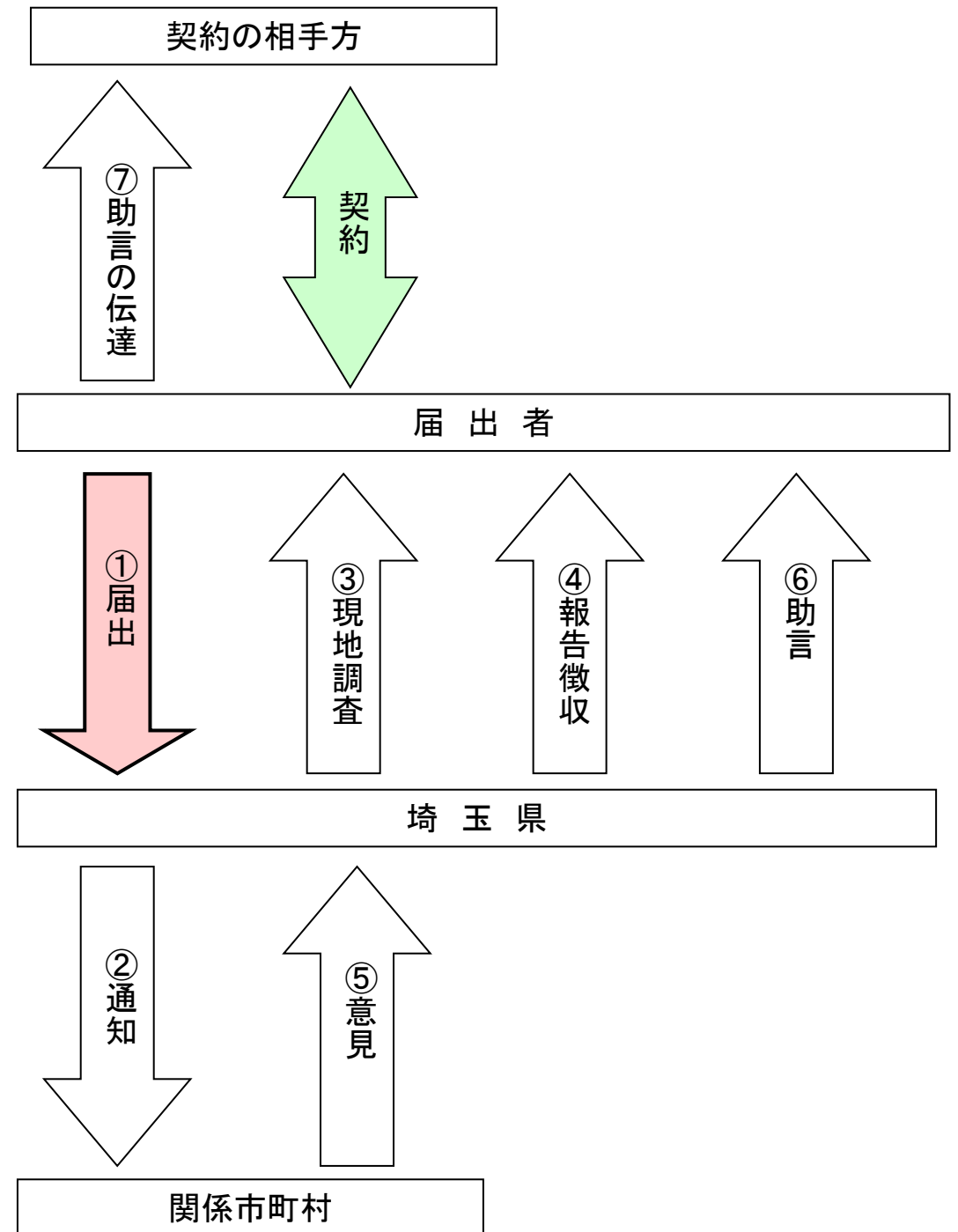
●届出者
土地所有者など土地に関する権利を有する者

●根拠法令等
埼玉県水源地域保全条例第7条

●創設年度
平成24年3月27日

●制度の留意点
無届又は虚偽届出、報告義務違反等が認められるときは勧告及び公表等の措置が講じられる。

■埼玉県水源地域保全条例における事前届出フロー



※①～⑦までの手続きを届出のあった日から30日で行う。
※③の現地調査において、届出のあった土地に立ち入ることがある。
※④の報告徴収については、特に必要と認められる場合に行う。